

保険薬局各位

男鹿みなと市民病院 薬剤科

小野 若子

院外処方箋における保険薬局での残薬確認時の対応について

平素より院外処方箋に応需いただきありがとうございます。

この度当院において、処方医と保険薬局薬剤師が連携して円滑に患者の残薬確認と残薬に伴う処方日数調整を実施出来るよう、「残薬調整に係る服薬情報提供書」に記載報告してもらった事で、残薬調整に関する疑義照会を不要とする事にしました。

保険薬局におかれましては、次回診察予約日（診察日）までの処方日数を確認した上で処方日数を減らす場合に限り疑義照会を不要とします。

但し、その他の疑義照会に関しては、従来通りです。

運用方法は、以下の通りです。

- 1.患者様の残薬を確認して必要があれば、残薬調整を行う。
- 2.お薬手帳に変更内容を記載する。（残薬調整した事の記載、残薬調整後の処方内容等）
- 3.「残薬調整に係る服薬情報提供書」に必要事項を記載して当院薬剤科宛て FAX または郵送にて送付する
- 4.当院にて患者カルテに反映させ、主治医に情報を伝達する。

運用は、2017年9月12日から開始します。

ご理解御協力お願いします。

不明な点は、当院薬剤科までお願いします。

残薬調整に係わる服薬情報提供書は、こちらから <http://www.ogaminato.jp/>

当院ホームページにてご覧頂けます。

連絡先

男鹿みなと市民病院 薬剤科

電話 0185-23-2221（内線 130）